



高齢者のための在宅生活支援サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域・家庭で自立した生活を送れるよう、寝たきりなどの要介護状態を防ぐために必要な支援を行っています。（サービスの利用にあたっては各事例ごとに、その必要性が地域ケア会議で協議されます）

介護予防・生活支援サービス

→ 配食サービス

調理が困難な独居高齢者などに、昼食を各家庭まで届けるほか、本人の安否確認を行います。

→ 生活管理指導員派遣（生活支援ヘルパー）

生活管理指導員（生活支援ヘルパー）を派遣し、高齢者の日常生活・家事などを支援します。

→ 生きがい活動支援通所（生きがいデイサービス）

家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターで、日常動作訓練、レクリエーションなどの各種サービスを提供します。

→ 寝具類等洗濯消毒 乾燥消毒サービス

衛生管理が困難な独居高齢者などに、寝具・衣類の洗濯などのサービスを行っています。

→ 生活管理指導短期宿泊（自立支援ショートステイ）

介護者が留守をする場合、高齢者が特別養護老人ホームで一時的に生活を送ります。

→ 老人日常生活用具給付等

独居高齢者などに、電磁調理器・火災報知器などの生活用具を給付・貸与します。

→ 緊急通報体制等整備

独居高齢者などの安否確認や相談のほか、急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与します。

→ 特殊入浴サービス（寝たきり入浴サービス）

自宅での入浴が困難な方を施設に送迎し、施設の特設浴槽による入浴を提供します。

家族介護支援サービス

→ 家族介護用品の支給

要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品（オムツなど）を現物支給します。

→ 在宅寝たきり老人等 介護手当支給

寝たきり・重度の認知症高齢者を自宅で介護している町民税非課税の家族に対し、介護手当を支給します。

その他サービス

→ 成年後見制度利用支援

高齢者で重度の認知症の方などで、四親等以内の親族がいないなどの方の法定後見制度の申立などを行っています。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えています。

高齢者とその家族に対して、在宅介護に関する相談助言や必要なサービスを利用するための連絡・調整など、総合的な相談を受け付けています。

地域の最寄りの相談窓口として、在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご相談、ご利用ください。

問 松前町地域包括支援センター

☎985-4205

松前町在宅介護支援センター

『みどり』

☎985-2121

『鶴寿荘』

☎985-0405

『菜の花』

☎984-7366

『エンゼル』

☎984-6407